

## 総 則

### 1 はじめに

測量成果品マイクロフィルム作成仕様書は、札幌市が測量業務の委託により作成した成果品のうち、将来にわたり適正に保存又は活用する必要があるものについてマイクロフィルムに記録するため、撮影に係る関係資料の取扱い及び技術的基準を定めることにより、円滑かつ安全な執行を図ることを目的とするものである。

### 2 適用

測量成果品マイクロフィルム作成仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、本市担当職員が直接マイクロ撮影業者（以下「撮影業者」という。）に依頼してマイクロ化する場合に適用する。

### 3 規格及び基準

マイクロフィルムに関する規格及び基準等は、日本工業規格（JIS）及び(社)日本画像情報マネジメント協会が定める規格（JIIMA）に準拠するものとし、これらに定めのないものについては、担当職員と協議するものとする。

### 4 成果の所属

本市担当職員の依頼により撮影業者が業務上作成し、成果品として納品したものに關するすべての権利は、本市に帰属するものとする。

### 5 注意義務

撮影業者は、マイクロフィルム撮影の過程で知り得た個人情報又は承諾の可否に關する秘密を第三者に漏らしてはならない。

また、成果品の受渡し完了するまでは撮影業者の責任において適切に管理するものとし、亡失・汚損等が生じないよう慎重に取り扱わなければならない。